

平成16年度原子力関係経費の見積りについて (原子力安全委員会)

平成15年9月16日

1. 基本方針

昨年8月に明らかとなった原子力発電施設における自主点検記録の不正等の問題は、複数の発電所において同様の不適切な処理が10年以上も継続されていたという原子力発電全般に係る深刻な問題であり、原子力施設等立地地域の住民をはじめとする国民の原子力界に対する不信感を著しく増大させるものであった。本問題を契機として、原子力安全委員会も含めた原子力の安全確保体制を真に強靱なものとするべく、その再構築に努める必要がある。既に昨年12月に原子炉等規制法等が改正されるなど、原子力安全確保体制の強化に向けた措置が実施されてきているところであるが、これらをさらに実効的なものとするべく、原子力安全委員会事務局として、

規制調査の実施体制の強化

原子力安全文化醸成のための調査検討の充実

申告の処理等に関する法律的事項を相談するための弁護士への相談体制の構築を行うことより、原子力発電施設における不正等の問題の再発防止を図る。

原子力安全委員会安全目標専門部会では、国の安全規制活動が事業者に対してどの程度の低い危険性まで管理を求めるとかという、原子力利用活動に対して求める危険性の抑制の程度を表す「安全目標」についての調査審議を行っており、本年8月に調査審議状況の中間とりまとめが原子力安全委員会に報告されたところである。今後、現在実施している意見募集の結果を踏まえ、安全目標の策定に向けて、国民との対話を進めつつ、安全目標の適用方策の検討を進めていくとともに、原子力安全委員会の安全審査について、安全目標等が策定された後のそのあり方について検討する。

原子力安全委員会では、これまでに、国主催の原子力総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練に参加し、情報伝達等に関する訓練を行い、助言体制の確認をしているところであるが、これまで原子力安全委員会が行う技術的助言に関する具体的な事故を模擬した訓練等を行っていない。そのため、原子力安全委員会における原子力防災体制の一層の向上を図ることを目的として、具体的な事故状況等を模擬した、ITを駆使した防災訓練を行う。

2. 16年度の主な取組及び重点化・合理化事項等

(規制調査の実施体制の強化)

128百万円(96百万円)

昨年の原子力発電所の自主点検記録の不正等においては、安全確保に対する事業者の一義的責任が全うされていないことが明らかになった。また、事業者の自主点検の位置付けが法令上明確に定められていなかったこと等が背景要因となっていた。これらの問題により著しく損なわれた原子力安全への信頼の回復に向け、国と事業者の責任が明確

化され、科学的、技術的に合理的であり、かつ、透明性が確保された後続規制の制度が整備され、実効的に運用されることを達成するために、規制行政庁が行う後続規制活動が適正かどうかを監視・監査し、不断の改善・向上を促すことを目的として、規制調査の実施体制の強化を図る。

(原子力安全文化醸成のための調査検討の充実) 21百万円(14百万円)

チェルノブイリ原子力発電所事故後、IAEAの国際原子力安全諮問グループ(INSAG)は、この事故原因と経過を調査していく中で、この事故には、事故原因に関わった個人はもとより同プラントあるいは国レベルでの原子力安全に関する考え方や意識そのものに問題があり、この疑問の根幹には、「安全文化」と呼べるほどの広くて深い知の体系が関わりあっているのではないかという疑問を提起した。

我が国においても、昨年の自主点検記録不正問題などの「安全文化」の未熟さによる事件が発生しており、「安全文化」の健全な醸成を原子力安全委員会が支援することにより、このような問題の再発防止を図るため、「安全文化の醸成・定着のための意見交換会」を継続的に実施し、事業者の品質保証のプロセスの徹底や規制者側が事業者の安全文化の状況を判断する参考となるよう、安全文化の指標化についての検討を進める。

(申告の処理等に関する法律的事項を相談するための弁護士への相談体制の構築)

10百万円(新規)

昨年の原子力発電施設の自主点検記録の不正等の問題を受け、同年12月に原子炉等規制法が改正され、原子力安全委員会が原子力事業者の従業員からの申告を受け付けることが可能となった。申告の処理の実施においては、プライバシー保護に対する配慮、あるいは、原子力事業者等に不当な不利益を及ぼさない調査方法の策定等、法的側面からの慎重な検討が必要となるが、原子力安全委員会委員及び事務局職員にはこのような検討を行うための法曹関係者が存在しない。そこで、原子力安全委員会として顧問弁護士を置き、申告の処理に係る法的側面について相談を行うとともに、原子力安全委員会の業務に係る他の法律的事項(例えば、裁判への対応)についても相談を行うことのできる体制を構築する。

(安全目標に関する調査)

110百万円(25百万円)

原子力利用活動に対して求める危険性の抑制の程度を表す「安全目標」の策定により、規制活動に一層の透明性、予見性を与えると同時に、その内容をより効果的で効率的なものにすることや様々な原子力利用活動分野に対する規制活動を横断的に評価することを可能にし、規制活動を相互に整合性のあるものとするに寄与することが期待される。また、公衆のリスクを尺度とする安全目標の存在は、指針や基準の策定など国民の原子力規制活動のあり方に関しての国と国民の意見交換を、より効果的かつ効率的に行うことを可能とすることが期待される。

原子力安全委員会では、安全目標の考え方の国民への浸透を図る討論会については、本年度における結果を踏まえ、平成16年度も引き続き開催し、キャラバン展開を図る。

また、原子力安全委員会の安全審査について、安全目標等が制定された後のそのあり方

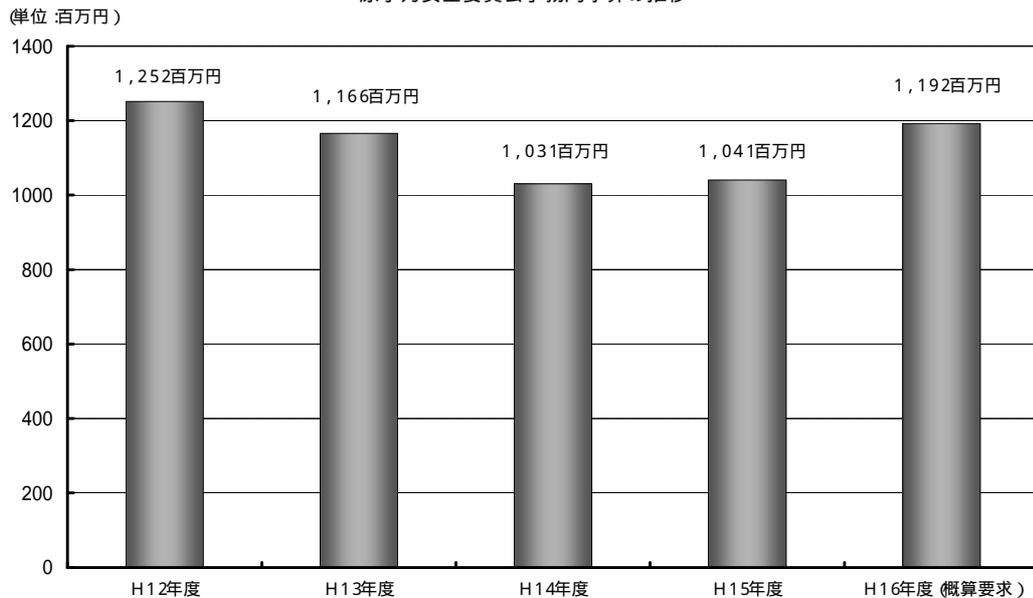
について検討するため、既に安全目標を設定している諸外国における安全目標と安全審査との関係について調査を行うとともに、我が国におけるリスク情報等の整備状況について調査する。

(緊急技術助言組織が行う実践的な技術的助言のあり方に関する調査)

36百万円(新規)

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態が発生した場合等には、原子力安全委員会は、原子力緊急事態宣言の解除等について、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)に対して、助言を行うこととされている。原子力安全委員会では、これまでに、国主催の原子力総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練に参加し、情報伝達等に関する訓練を行い、助言体制の確認をしているところであるが、これまで原子力安全委員会が行う技術的助言に関する具体的な事故を模擬した訓練等を行っていない。また、緊急技術助言組織は各分野の専門家から構成されているが、実際の事故進展は多くの不確定要因を含み、技術的助言を行うことは容易ではない。そのため、原子力緊急事態が発生した場合等に、より実効性を持った対応を行えるように、E R S S、S P E E D I等を用いた具体的な事故状況等を模擬した、ITを駆使した防災訓練を行うことにより、原子力安全委員会の原子力防災体制の一層の向上を図る。

原子力安全委員会事務局予算の推移



平成16年度概算要求額 (原子力安全委員会関連予算)

[単位:千円]

事項	15年度 予算額	16年度 概算要求	対前年度 増 減額	概要
審議会等に必要な経費	146,713	146,713	0	
原子力安全委員会運営	146,713	146,713	0	原子力安全委員会の運営のための一般事務処理等に必要な経費。
原子力利用の安全確保に必要な経費	894,032	1,045,762	151,730	
(a)原子力安全総合調査	293,064	393,939	100,875	原子力施設の安全性は、原子力施設の安全審査とこれに対応した安全対策によって確認されるため、これらの安全性を評価し、確立するための基本的な理念を体系化し、さらにそれを充実するために必要な経費。
(b)シンポジウム等開催	47,977	47,977	0	国民と十分な意見の疎通を図り、国民の意思を原子安全行政に反映させるため、専門家によるシンポジウムを開催するとともに、原子力発電所等の設置に際して、公開ヒアリングを開催する経費。
(c)国際協力に基づく安全確保	14,065	14,065	0	原子力の安全性の確保は国際的に共通の課題であり、国際的安全基準の作成や国際的安全確保の枠組みの確立等の努力が必要であり、そのために原子力安全委員会委員、専門委員等を外国に派遣するための経費。
(d)原子力安全行政の充実 強化	538,926	589,781	50,855	原子力施設の安全性を確保するため、原子力安全行政の充実 強化を図る。
合計	1,040,745	1,192,475	151,730	

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：内閣府 原子力安全委員会

2. 施策名：規制調査の実施体制の強化

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	128	96
電源特会（立地勘定）		
電源特会（利用勘定）		
合計	128	96

4. 長期計画との対応：

【主たる該当分類】 2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. 施策内容

(1) 概要（必要性・緊急性）

昨年の原子力発電所の自主点検記録の不正等においては、安全確保に対する事業者の一義の責任が全うされていないことが明らかになった。また、事業者の自主点検の位置付けが法令上明確に定められていなかったこと等が背景要因となっていた。これらの問題により著しく損なわれた原子力安全への信頼の回復に向け、国と事業者の責任が明確化され、科学的、技術的に合理的であり、かつ、透明性が確保された後続規制の制度が整備され、実効的に運用されることを達成するために、規制行政庁が行う後続規制活動が適正かどうかを監視・監査し、不断の改善・向上を促すことを目的として、規制調査の実施体制の強化を図る。

(2) 期待される成果・これまでの成果

規制調査の実施体制を充実し、原子力安全委員会の監視・監査機能を強化することにより、原子力施設の自主点検の不正等の問題の再発の防止を図る。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているところ。

7. 平成16年度予算要求内容：

規制調査に係る調査等を実施するための経費。

8. その他（懸案事項、他省との連携状況など）：

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：内閣府 原子力安全委員会

2. 施策名：原子力安全文化醸成のための調査検討の充実

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	21	14
電源特会（立地勘定）		
電源特会（利用勘定）		
合計	21	14

4. 長期計画との対応：

【主たる該当分類】 2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. 施策内容

(1) 概要（必要性・緊急性）

チェルノブイリ原子力発電所事故後、IAEAの国際原子力安全諮問グループ（INSAG）は、この事故原因と経過を調査していく中で、この事故には、事故原因に関わった個人はもとより同プラントあるいは国レベルでの原子力安全に関する考え方や意識そのものに問題があり、この疑問の根幹には、「安全文化」と呼べるほどの広くて深い知の体系が関わりあっているのではないかという疑問を提起した。

我が国においても、昨年の自主点検記録不正問題などの「安全文化」の未熟さによる事件が発生しており、「安全文化」の健全な醸成を原子力安全委員会が支援することにより、このような問題の起こらない風土を定着させるため、「安全文化の醸成・定着のための意見交換会」を継続的に実施し、事業者の品質保証のプロセスの徹底や規制者側が安全文化の状況を判断する参考となるよう、安全文化の指標化についての検討を進める。

(2) 期待される成果・これまでの成果

安全文化を醸成することにより、原子力施設の自主点検の不正等の問題の再発の防止を図る。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているところ。

7.平成16年度予算要求内容：

安全文化醸成に係る調査等を実施するための経費。

8.その他（懸案事項、他省との連携状況など）：

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. **所管省**：内閣府 原子力安全委員会
2. **施策名**：申告の処理等に関する法律事項を相談するための弁護士への相談体制の構築

3. **要求額**： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	10	
電源特会（立地勘定）		
電源特会（利用勘定）		
合計	10	

4. **長期計画との対応**：

【主たる該当分類】 2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. **施策内容**

- (1) 概要（必要性・緊急性）

昨年の原子力発電施設の自主点検記録の不正等の問題を受け、同年12月に原子炉等規制法が改正され、原子力安全委員会が原子力事業者の従業員からの申告を受け付けることが可能となった。申告の処理の実施においては、プライバシー保護に対する配慮、あるいは、原子力事業者等に不当な不利益を及ぼさない調査方法の策定等、法的側面からの慎重な検討が必要となるが、原子力安全委員会委員及び事務局職員にはこのような検討を行うための法曹関係者が存在しない。そこで、原子力安全委員会として顧問弁護士を置き、申告の処理に係る法的側面について相談を行うとともに、原子力安全委員会の業務に係る他の法律的事項（例えば、裁判への対応）についても相談を行うことのできる体制を構築する。

- (2) 期待される成果・これまでの成果

原子力安全委員会において申告の適切な処理を行うための体制を構築することにより、原子力施設の自主点検の不正等の問題の再発の防止を図る。

6. **事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容**：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているところ。

7.平成16年度予算要求内容：

弁護士に継続的に相談を行うための経費。

8.その他（懸案事項、他省との連携状況など）：

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：内閣府 原子力安全委員会

2. 施策名：安全目標に関する調査

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	110	25
電源特会（立地勘定）		
電源特会（利用勘定）		
合計	110	25

4. 長期計画との対応：

【主たる該当分類】 2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. 施策内容

(1) 概要（必要性・緊急性）

原子力利用活動に対して求める危険性の抑制の程度を表す「安全目標」の策定により、規制活動に一層の透明性、予見性を与えると同時に、その内容をより効果的で効率的なものにすることや様々な原子力利用活動分野に対する規制活動を横断的に評価することを可能にし、規制活動を相互に整合性のあるものとするに寄与することが期待される。また、公衆のリスクを尺度とする安全目標の存在は、指針や基準の策定など国民の原子力規制活動のあり方に関しての国と国民の意見交換を、より効果的かつ効率的に行うことを可能とすることが期待される。

原子力安全委員会では、安全目標の考え方の国民への浸透を図る討論会については、本年度における結果を踏まえ、平成16年度も引き続き開催し、キャラバン展開を図る。

また、原子力安全委員会の安全審査について、安全目標等が制定された後のそのあり方について検討するため、既に安全目標を設定している諸外国における安全目標と安全審査との関係について調査を行うとともに、我が国におけるリスク情報等の整備状況について調査する。

(2) 期待される成果・これまでの成果

安全目標の策定及びその後の安全審査のあり方に関する知見の獲得及び安全目標の考え方の国民への浸透。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているとこ

ろ。

7. 平成16年度予算要求内容：

安全目標に関する討論会の開催や安全目標と安全指針の整合性等に関する調査に要する経費。

8. その他（懸案事項、他省との連携状況など）：

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：内閣府 原子力安全委員会

2. 施策名：緊急技術助言組織が行う実践的な技術的助言のあり方に関する調査

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	36	
電源特会（立地勘定）		
電源特会（利用勘定）		
合計	36	

4. 長期計画との対応：

【主たる該当分類】 2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. 施策内容

(1) 概要（必要性・緊急性）

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態が発生した場合等には、原子力安全委員会は、原子力緊急事態宣言の解除等について、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）に対して、助言を行うこととされている。原子力安全委員会では、これまでに、国主催の原子力総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練に参加し、情報伝達等に関する訓練を行い、助言体制の確認をしているところであるが、これまで原子力安全委員会が行う技術的助言に関する具体的な事故を模擬した訓練等を行っていない。また、緊急技術助言組織は各分野の専門家から構成されているが、実際の事故進展は多くの不確定要因を含み、技術的助言を行うことは容易ではない。そのため、原子力緊急事態が発生した場合等に、より実効性を持った対応を行えるように、E R S S、S P E E D I等を用いた具体的な事故状況等を模擬した、ITを駆使した防災訓練を行うことにより、原子力安全委員会の原子力防災体制の一層の向上を図る。

(2) 期待される成果・これまでの成果

原子力安全委員会における原子力防災体制の一層の向上。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているところ。

7.平成16年度予算要求内容：

ITを用いた防災訓練等の実施に必要な経費。

8.その他（懸案事項、他省との連携状況など）：